

令和 8 年 第 1 回 太 良 町 議 会 （ 定 例 会 第 1 回 ） 会 議 録 （ 第 2 日 ）									
招集年月日		令和 8 年 3 月 5 日							
招集の場所		太 良 町 議 会 議 場							
開閉会日時 及 び 宣 告		開 議	令和 8 年 3 月 10 日			9 時 30 分	議 長	江 口 孝 二	
		散 会	令和 8 年 3 月 10 日			11 時 53 分	議 長	江 口 孝 二	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠 席 議 員 出席 11 名 欠席 0 名	議席 番号	氏 名		出席等 の 別	議席 番号	氏 名		出席等 の 別	
	1 番	大 鋸 美 里		出	7 番	竹 下 泰 信		出	
	2 番	森 田 政 則		出	8 番	田 川 浩		出	
	3 番	峰 正 雄		出	9 番	所 賀 廣		出	
	4 番	江 口 孝 二		出	10 番	川 下 武 則		出	
	5 番	山 口 一 生		出	11 番	坂 口 久 信		出	
	6 番	待 永 るい子		出					
会 議 録 署 名 議 員		8 番	田 川 浩		9 番	所 賀 廣		10 番	川 下 武 則
職務のため議場に 出席した者の職氏名		(事務局長) 今 泉 哲 也			(書記) 下 川 慎 二				
地方自治法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	町 長		永 淵 孝 幸		健康増進課長		中 溝 忠 則		
	副 町 長		毎 原 哲 也		環境水道課長		川 崎 和 久		
	教 育 長		岡 陽 子		農 林 水 産 課 長		片 山 博 文		
	総 務 課 長		津 岡 徳 康		税 務 課 長		羽 鶴 修 一		
	財 政 課 長		西 村 芳 幸		建 設 課 長		安 本 智 樹		
	企画政策課長		江 口 薫		会 計 管 理 者		森 川 陽 子		
	商工観光課長		萩 原 昭 彦		学 校 教 育 課 長		與 猶 正 弘		
	町民福祉課長		田 崎 哲 次		社 会 教 育 課 長		西 田 一 夫		
	子育て支援課長		田古里 哲 也		太良病院事務長		井 田 光 寛		
議 事 日 程		別 紙 の と お り							
会議に付した事件		別 紙 の と お り							
会 議 の 経 過		別 紙 の と お り							

令和8年3月10日（火）議事日程

開 議（午前9時30分）

日程第1 一般質問

令和8年太良町議会3月定例会一般質問通告書

順番	通 告 者 氏 名	質 問 事 項 要 旨	答 弁 者
1	2 番 森 田 政 則	1. 有明海沿岸における干潟環境や漁業環境の現状について 有明海は、日本でも有数の干満差を有し、干潟を中心とした豊かな生態系によって本町の漁業や地域経済を支えてきた。 一方で近年では、干潟の減少や生物多様性の低下が指摘されており、有明海の再生は喫緊の課題であると認識している。 そこで、以下について問う。 (1) 町として有明海沿岸における干潟環境や漁業環境の現状をどのように認識しているのか。また、干潟再生についてこれまでどのような取り組みを行ってきたのか。 (2) 町の海岸整備や護岸整備において、環境配慮型コンクリートの導入、あるいは検討を行った実績があるのか。また、コストや維持管理を含めて、どのように評価しているのか。	町 長
2	5 番 山 口 一 生	1. 森林を守り育て活かすことについて 本町の「多良岳200年の森づくり」が自然共生サイトに認定された。これは、先人たちが何十年もかけて山を守り育ててきた努力の結果であり、町にとって大きな成果である。この努力を無駄にせず、次の世代にしっかりとつないでいくために、今何をすべきかを問いたい。	町 長

順番	通 告 者 氏 名	質 問 事 項 要 旨	答 弁 者
2	5 番 山 口 一 生	一方で、持ち主が分からない、連絡が取れない、境界が不明確な森林が増え、手入れができない状況が広がりつつある。森林組合の担い手維持、山林火災への備え、町外へ流出するお金を町内で回す仕組みの不足など、課題は重なっている。先人が残してくれた森林という財産を、守り、育て、活かしていくために、町としての考えを伺う。 (1) 「多良岳200年の森づくり」が自然共生サイトに認定されたことを町の重要な成果だと考えているか。また、この成果を出発点として、町の森林全体を「次の世代に残す大事な財産」として守り育てていく方針を、町の計画や方針にきちんと位置づけていく考えはあるか。 (2) 持ち主が分からない、連絡が取れない、境界がはっきりしないなどの理由で、手入れができない森林が増えている。こうした森林について、町として「預かって管理する仕組み」など、受け皿を整えていく考えはあるか。 (3) 山林火災が起きたときに被害を広げないために、日ごろの手入れや林道の整備、初動体制など、町として備えを強めていく考えはあるか。 (4) 森を守り育てるには担い手が欠かせない。森林組合の体制を維持するために、人材確保や住まいなど、働き続けられる環境づくりを町として支える考えはあるか。	町 長

順番	通 告 者 氏 名	質 問 事 項 要 旨	答 弁 者
2	5 番 山 口 一 生	(5) 町外に出ていくお金を少しでも町内に残すために、町の仕事（公共工事や公共施設など）で木をもっと使う方針を持つ考えはあるか。どのような事業から試していくのがよいと考えられるか。 (6) 自然共生サイト認定をゴールで終わらせず、町の森林全体で、針葉樹だけに偏らない森づくり（広葉樹を増やすことなど）を進めていく考えはあるか。	町 長
3	6 番 待 永 るい子	1. 健康対策について 健康寿命を延ばすためにも健康に関する対策は非常に大切であると考えます。そこで、以下について問う。 (1) 太良町民の過去3年における患者数が多い疾患は何か。 (2) 健康に関する課題と今後の対策について、どのように考えているか。	町 長
		2. 交通安全対策について 交通事故などで子どもや高齢者が犠牲になるニュースを耳にする。子どもや高齢者を守るためにも交通安全対策について問う。 (1) 町内の通学路で危険な箇所はないか。 (2) 町内で設置されているカーブミラーとガードレールはどれくらいか。 (3) 交通安全の課題と今後の対策について、どのように考えているか。	町 長
		3. 独居世帯について 社会的にも独居世帯は増加傾向にあるが、年代や男女別によっても課題は異なると思われる。この独居世帯の対策について問う。	町 長

順番	通 告 者 氏 名	質 問 事 項 要 旨	答 弁 者
3	6 番 待 永 るい子	(1) 町内の独居世帯数はどれくらいあるか。 (2) 年齢や男女別ではどのような状況なのか。 (3) 独居世帯の課題と今後の対策について、どのように考えているか。	町 長

午前 9 時 30 分 開議

○議長（江口孝二君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第 1 一般質問

○議長（江口孝二君）

日程第 1. 一般質問に入ります。

今回の一般質問通告者は 3 名であります。通告順に従い、順次質問を許可します。

1 番通告者、森田議員、質問を許可します。

○2 番（森田政則君）

皆さんおはようございます。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従い質問させていただきます。

有明海は日本でも有数の干満差を有し、干潟を中心とした豊かな生態系によって本町の漁業や地域経済を支えてきました。一方で、近年では干潟の減少や生物多様性の低下が指摘されており、有明海の再生は喫緊の課題であると認識しています。

そこで、以下について質問させていただきます。

1 つ目、町として有明海沿岸における干潟環境や漁業環境の現状をどのように認識しておられるのか、また干潟再生についてこれまでどのような取組を行ってこられたのか。

2 つ目、町の海岸整備や護岸整備において、環境配慮型コンクリートの導入、あるいは検討を行った実績があるのか、またコストや維持管理を含めてどのように評価しているのか。

以上、2 点をお願いします。

○町長（永淵孝幸君）

森田議員の有明海沿岸における干潟環境や漁業環境の現状についてお答えをいたします。

1 番目の町として有明海沿岸における干潟環境や漁業環境の現状をどのように認識しているのか、また干潟再生についてこれまでどのような取組を行ってきたのかについてであります。有明海沿岸における干潟環境や漁業環境の現状認識について、干潟については魚介類の産卵、育成の場であるとともに、海域の水質浄化という重要な役割を果たしていると認識しております。現在、干潟域における二枚貝等の資源の激減により浄化機能の低下につながり、プランクトンが増殖し赤潮発生につながる悪循環が続いており、ノリ養殖は生産が著しく不安定な状況であるとともに、漁場環境の悪化や水産資源の減少が見られると認識しているところでございます。また、干潟再生についての取組は、国庫事業等を活用した干潟の耕うんやしゅんせつ、並びに稚貝等の定着促進を図るメダケ立て込みの取組を継続して行っておるところでございます。

2 番目の町の海岸整備や護岸整備において環境配慮型コンクリートの導入、あるいは検討を行った実績があるのかについて、またコストや維持管理を含めてどのように評価しているのかについてであります。町の海岸整備及び護岸整備における環境配慮型コンクリートの導入実績はありません。環境配慮型コンクリートについては、流通価格や施設規模に応じた設計、施工コストが非常に通常のコンクリートに比べ高く、また維持管理においての具体的な課題がまだ完全には解決されていないため、現時点での導入は考えておりません。

以上です。

○2 番（森田政則君）

ありがとうございます。

現在の取組を継続しているとのことですが、二枚貝資源の激減や赤潮の悪循環が続いている現状を見ると、従来型の対策だけでは十分と言えないのではないかと考えますが、町として追加的な対策を検討する必要性についてどのように認識されているのか教えてください。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

二枚貝の資源の回復に向けた町としての追加的な対策については、漁業者の皆様の代表である漁業協同組合を介し、要望があれば検討していきたいと思っております。ただし、有明海の再生につきましては、広範囲における環境改善が求められます。町単独で取り組むことは現実的には困難であり、県や国との協議が不可欠であります。今後もこれらの課題に対し、漁業者の皆様と共に、国、県へ要望等を行いながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○2 番（森田政則君）

これは単なる漁業問題だけではなく、有明海全体の環境構造の問題であると考えますが、町として広域的な視点での対策をどのように位置づけておられますか。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

有明海全体の環境問題の質問でございますので、先ほど答弁させていただきましたけれども、広域的な視点で見た場合、町単独で取り組むことは現実的には困難であり、県や国との協力が不可欠であると考えております。

以上でございます。

○2番（森田政則君）

次に、2つ目の町の海岸整備や護岸整備において環境配慮型コンクリートの導入、あるいは検討を行った実績があるのか、またコストや維持管理を含めてどのように評価しているのかについて、通常のコンクリートよりもコストが高いなどの理由から現時点では導入は考えていないとのお答えでした。通常のコンクリートより高いと言われましたが、環境負荷低減や生態系回復による長期的効果を含めたトータルコストでの評価は行われていますか。

○建設課長（安本智樹君）

お答えします。

環境負荷低減や生態系回復による長期的な効果を含めたトータルコストでの評価についてですが、本町では導入実績もないことから、評価の実施は行っておりません。

以上でございます。

○2番（森田政則君）

本町の海岸整備や護岸整備において、魚介類や海洋生物への影響を軽減する観点から、このような環境配慮型コンクリートの導入や検討状況はどのようになっているのか、町の見解をお願いします。

○建設課長（安本智樹君）

お答えします。

自然環境や漁業環境への配慮が求められる中、環境負荷の低減や生態系への影響を考慮した設計の必要性が高まっていることは十分認識をしておりますが、海岸整備や護岸整備事業の計画もないことから、導入は考えておりません。

以上でございます。

○2番（森田政則君）

維持管理に課題があるとの答弁でしたが、具体的にどのような課題を想定されているのか、事例に基づいて説明をお願いします。

○建設課長（安本智樹君）

お答えします。

環境配慮型コンクリートについては、使用する素材や製造方法が通常のコンクリートと異なる場合があります、海水や潮風などの環境下における長期的な耐久性や劣化の速度が従来のコ

ンクリートと比べ施工実績が少なく十分に検証をされていないことや、配合剤にリサイクル材や特殊な添加剤を使用する場合があります、供給が限られている場合、補修や維持管理に必要な材料の調達が困難になることなどが想定されます。

以上でございます。

○2番（森田政則君）

これは直ちに全面導入ということではなくて、小規模な試験施工やモデル事業として実施する考えはありますか。

○建設課長（安本智樹君）

お答えします。

小規模な試験工法やモデル事業として実施する考えはあるかについてでございますけども、導入に当たっての効果や安全性、また現行の方法との効率性や費用対効果が十分に確認できないため、実施する考えは現在のところはありません。

以上でございます。

○町長（永淵孝幸君）

ちょっと補足しますけれども、有明海については、議員が有明海で漁業を営んでおられるというふうな上で、いろいろな問題が発生しているということは理解をしているところでございます。そういった中であって、有明海という広範囲な地形であって、町単独でいろんなことの事業をやるということはなかなか財政、事業費的にもかなり厳しいもんがあると、このように認識しております。

ですから、今までももちろんですけども、これからですが、有明海が今のような状態になったのは何が原因なのかということをしっかり調査していく、また調査していただく必要があると思っております。こういうことから、私も県、国等に対して、これは再三言っておりますけれども、国の研究機関等を太良町に置いていただいて、何が原因なのかということをしっかり調査した上で、いろいろな対策を講じていっていただきたいと。その中であって、町単独でできるような事業があるとすれば、いろいろなことを取り組んでいくことも可能かと思いますが、今この有明海の4県にまたがるような広い海域の中で、今ノリについては昨年の秋芽はよかったということですけども、大浦の漁船漁業についてはかなり厳しい部分もあるというふうなこともお聞きしておりますので、再生をするためには原因究明が一番だと思っておりますので、引き続き県とか国に要望しながら取り組んでまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○2番（森田政則君）

ありがとうございます。

いろんな建設の現場でなくてはならないコンクリート技術、しかしその使い方によっては

まだまだたくさんの可能性があると思われます。

例えば自然の海岸はゴカイやカニ、そして小魚や海藻など、生き物のすみかが餌場になっております。しかし、海岸をコンクリートで覆うと、凸凹が少なくて生き物が定着しにくかったり、干潟や藻場が消えてしまいます。結果として、餌が減ることで魚介類が育ちにくくなります。しかし、最近は生き物に配慮したコンクリートも増えてきていると聞きます。表面を凸凹にしたり、穴を空けてカニや貝がすめるようにしたり、石や自然素材と組み合わせる、いわゆる多自然型護岸とか環境配慮型護岸とか言われております。結果的に、魚が戻ってきたり海藻が増えたという事例もちゃんとあります。

コンクリートに砕いた貝殻や砂、石灰石や鉄分を含む材料を混ぜ込むことで、鉄分は海藻の成長を助けると言われており、砕いた貝殻は表面がざらついて生物が付きやすいと言われています。また、新しいコンクリートは強いアルカリ性なので海の生き物の刺激になることがあるので、中和処理や表面を被覆することで海水になじみやすくする方法もあります。

神奈川県内では、鹿島建設と自治体が連携し、CO₂排出量を大幅に削減できる環境配慮型コンクリートの開発、導入が進められております。特に横浜市では、焼却施設から回収したCO₂をコンクリートに固定し、地域内で活用する取組も始まっております。

生物生息型コンクリートの代表例として、佐賀県では東与賀の干潟周辺などで表面に凸凹をつけたコンクリート護岸ブロックを設置、カニや貝、海藻が付着しやすい構造で、通常の平べったいコンクリートの代わりに使用、設置後、数年でムツゴロウやシオマネキ、貝類が戻ったことが確認されています。

熊本県では、表面が粗いブロックと砂を使うことで砂が流されにくく干潟が安定して形成され、結果としてアサリの生息密度が回復したり、海底の生物の種類が増加したとのことです。同じ熊本でも、カキやアサリの殻を粉碎してコンクリートに混ぜ込む実験が行われました。効果としては、表面が多孔質になる、微生物や海藻が付着しやすい、水質浄化効果の向上が見られたとのことです。

先ほどの答弁では、導入実績がないから難しいとか町単独で取り組むことは現実的には困難であると言われましたが、先ほどの事例にもあるように、海に面したほかの自治体も単独で悩みながらもいろんなことを試行錯誤してやられていて、よい結果も出ています。難しい大きなことをお願いしているのではありません。我が町でもできる簡単な試験からでもよいのです。護岸問題、海岸問題、特に海岸問題に関しましては、有明海沿岸4県にまたがる広域課題であることは承知しております。しかし、だからこそ町として主体的に提案していく姿勢が重要と考えますが、県や隣接自治体に対し本町から具体的に提案を行う考えはありませんか。

豊かな山の幸、豊かな海の幸、そうしてできた名前の由来の太良町、しかし今太良町から豊かな幸が減りつつあります。このままではいけない、何とかここで踏ん張って豊かな太良

町に少しでも戻れたらなと思っています。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○町長（永淵孝幸君）

先ほど答弁いたしましたように、確かに有明海が今の状態では大変ということは私も認識はしております。そういった中であって、先ほど来お話ししておりますように、町単独でできないと。じゃあ、広域で取り組んでいこうかというふうなことも含めて、それは県の漁連あたりとも、また県とも、あるいは国に相談をしながら、例えば町だけでといったって、それがどれだけの効果が出るのかということも分かりませんので、やはり県全域で有明海沿岸市町が取り組むことがまず重要だと、このように認識しておりますので、こういったことについては機会を見て関係者と協議して、また要望等も行っていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（江口孝二君）

これで1番通告者の質問が終わりました。

2番通告者、山口議員、質問を許可します。

○5番（山口一生君）

議長の許可を得ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

今回は森林を守り育て生かすことについてということで、多良岳、太良町の林業とか山のことについて質問をしていきたいなと思っています。

本町の多良岳200年の森づくりが自然共生サイトに認定されました。これは先人たちが何十年もかけて山を守り育ててきた努力の結果であり、町にとって大きな成果であると考えます。この努力を無駄にせず、次の世代にしっかりとつないでいくために今何をすべきかを問いたい。

一方で、持ち主が分からない、連絡が取れない、境界が不明確な森林が増え、手入れができない状況が広がりつつあります。森林組合の担い手維持、山林火災への備え、町外へ流出するお金を町内で回す仕組みの不足など、課題は重なっております。先人が残してくれた森林という財産を守り育て生かしていくために、町としての考えを質問していきたいと思います。

1つ目、多良岳200年の森づくりが自然共生サイトに認定されたことを町の重要な成果だと考えているか。また、この成果を出発点として町の森林全体を次の世代に残す大事な財産として守り育てていく方針を町の計画や方針にきちんと位置づけていく考えはあるか。

2点目、持ち主が分からない、連絡が取れない、境界がはっきりしないなどの理由で、手入れができない森林が増えています。こうした森林について、町として預かって管理する仕組みなど、受皿を整えていく考えはあるか。

3つ目、山林火災が起きたときに被害を広げないために、日頃の手入れや林道の整備、初動態勢など、町として備えを強めていく考えはあるか。

4つ目、森を守り育てるには、担い手が欠かせない。森林組合の体制を維持するために人材確保や住まいなど、働き続けられる環境づくりを町として支える考えはあるか。

5つ目、町外に出ていくお金を少しでも町内に残すために、町の仕事——公共工事や公共施設など——で木をもっと使う方針を持つ考えはあるか、どのような事業から試していくのがよいと考えられるか。

6つ目、自然共生サイト認定をゴールで終わらせず、町の森林全体で針葉樹だけに偏らない森づくり、広葉樹を増やすことなどを進めていく考えはあるか。

以上、6つについて回答をお願いします。

○町長（永淵孝幸君）

山口議員の森林を守り育て生かすことについてお答えいたします。

1番目の多良岳200年の森づくりが自然共生サイトに認定されたことを町の重要な成果だと考えているか、またこの成果を出発点として町の森林全体を次の世代に残す大事な財産として守り育てていく方針を町の計画や方針にきちんと位置づけていく考えはあるかについてであります。国——環境省、農林水産省、国土交通省——が推進する自然共生サイトに認定されたことについては、町としても大きな成果だと考えております。

また、第5次太良町総合計画の中でも森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向けた森林の保全育成に努めることを主要な施策と位置づけており、今後も長期的な視野で森林の管理育成を実施していきたいと考えております。

2番目の持ち主が分からない、連絡が取れない、境界がはっきりしないなどの理由で手入れができない森林が増えている、こうした森林について町として預かって管理する仕組みなど受皿を整えていく考えはあるかについてであります。太良町の森林については、大部分が太良町森林組合に委託をしている森林経営計画に参加してもらっており、例えば持ち主が亡くなられた場合は相続人へ計画の参加の打診もしてもらっており、ほかの自治体に見られるような荒廃森林については少ないものと考えております。町で管理することについては、今のところ考えておりません。

3番目の山林火災が起きたときに被害を広げないために日頃の手入れや林道の整備、初動態勢など町として備えを強めていく考えはあるかについてであります。山林火災については、近年多発しており、町としても憂慮しているところであります。現在の対策としては、町有林の防火線の整備、林道の維持管理として林道周辺の草払いや支障木の伐採も行っており、延焼防止につながっていると考えております。

また、太良町消防団では、資機材の充実や点検整備に加え、団員の知識と技術の向上に努めており、平時から水利の位置を把握し、送水のための中継技術の向上を図るために各分団

による中継送水訓練を実施するなど、山林火災への初動態勢の強化を行っております。

4番目の森を守り育てるには担い手が欠かせない、森林組合の体制を維持するために人材確保や住まいなど働き続けられる環境づくりを町として支える考えはあるかについてであります。担い手対策については、太良町林業振興推進費補助金や太良町森林整備担い手育成事業費補助金など、担い手確保のための雇用条件整備を図り、新規参入者の支度金や通年雇用のための福利厚生等に対する補助を行っており、森林組合の体制維持の支えになっていると考えております。

5番目の町外に出ていくお金を少しでも町内に残すために町の仕事——公共工事や公共施設など——で木をもっと使う方針を持つ考えはあるか、どのような事業から試していくのがよいと考えられるかについてであります。太良町産木材の利用促進につきましては、議員御指摘の公共工事や公共施設等で活用できる部分については積極的な活用を実施しており、以前からたらふく館、活性化センター、ゆたたり館、町営住宅サンモールおおうらなどに活用し、今年度においても多良駅の待合室改修での壁やテーブル、またウッドスタート事業に伴う木育玩具に利用しております。

6番目の自然共生サイト認定をゴールで終わらせず、町の森林全体で針葉樹だけに偏らない森づくり、広葉樹を増やすことなどを進めていく考えはあるかについてであります。町の林業施業の方針として、適切な枝打ち、間伐により林内の光環境を保つことにより、低木層に広葉樹があり、より災害に強く水源涵養機能の高い人工の自然林の形成を目指しております。今後も針葉樹と広葉樹が共生する森林をつくり、生物多様性の保たれた森林の維持に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

答弁ありがとうございます。

今回山のこと、林業のことを質問をさせていただくに当たって私の立場を明確にしておきたいなと思ってるんですけども、私は今町の山林運営委員会の委員長をさせていただいています。それで、いろんな執行部の方とか森林組合の方とか、町長をはじめいろんな方と山のことについて話す機会を多くいただいています。その中で、完璧に間伐、枝打ちされて管理をされた太良の山というのを、現地を見たりいろんな話を聞いたりすることがよくあります。それで、範疇としては町有林なので、太良町の約半分が山になっていて、町有林を除くと民有林も多くある。そういう中で、今後この完璧に維持されてきたものをどうやって次の世代に引き継いでいくのかというのがかなり大きなことなんじゃないかなと思って、今回質問をさせていただいています。

それで、実際どのぐらい自分事として捉えておられる方がいるのかなと考えたときに、山の持ち主の方について最初に整理をしておきたいなと思っております。実際太良町で山を持

たれている方が何名ぐらいいらっしゃって、その方というのは町に対して固定資産税等どれだけの税金を納めていただいているのか、そこから回答をいただきたいと思います。

○税務課長（羽鶴修一君）

お答えいたします。

まず、山林の納税義務者数でございますが、令和7年度で1,366人でございます。また、税額につきましては、年間540万円程度と見込んでおります。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

納税義務者数が1,366人で、固定資産税、税金が540万円程度年間納めていただいているということだと思います。

山は固定資産税もそんなに高くないので面積の割にはこんなもんかなというところはあると思いますが、対象が1,366人と、人数でいったらおよそ5分の1ぐらいになるんですが、世帯主が恐らく権利を持っているので、3,000世帯ぐらいある中の1,366世帯が山を持っている、もしくは山を管理することを今後もやっていかないといけないということになるので、約半分の世帯が今後も山のことについて考えていかないといけないということになるかと思っています。そうなってくると、面積の半分がもちろん山、持ち主も半分が山に関わっているということが今分かると思います。

それで、今後の計画を考える上で、私の令和2年3月の一般質問の中で、森林環境譲与税を活用し所有者の意向調査を4年かけて実施するとの答弁がありました。その調査結果の進捗及び現状について、まずお伺いしたいと思います。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

令和3年5月に町内に森林を所有し経営管理が行われていない130ヘクタール、308名を対象に、現在の管理状況、間伐などの実施状況、今後の管理についての意向調査を実施しております。その調査結果を基に令和4年度に町での管理が可能かどうかの検討を行い、既に雑木や天然林であることや地形、場所が森林作業道開設に不向きであり、町での管理には適地ではないという判断をしているところでございます。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

調査をしていただいた結果、森林施業の集約化並びに地形、場所が森林作業道開設に不向きであり、町での管理に適地ではないということを判断されたということを理解しました。

それで、山の中にもいろいろ場所はあると思います、日当たりがいい場所、日当たりが悪い場所、水気が多いところ、少ないところ。自然環境なので当たり前なんですけども、そもそも杉の木を植えるのに適してない土地というのも多く実はあると思います。しかし、林業

を進めていく、植林を進めていく中で、かなりいろんなところに植林をしてきているというのが実態だとは思いますが。

それで、令和3年の意向調査の結果に基づく判断については承知いたしました。その結果を踏まえて、町全体の4,100ヘクタールの森林についてエリアごとの優先順位とか段階的な整備計画など今後の方針をどのように考えられているか、そこについて教えてください。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

太良町の人工林におきましては、森林経営計画に基づきまして、県及び森林組合と協議をしながら、適期が来た山林において除伐、枝打ち、間伐を計画的に行ってまいっているところでございます。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

森林経営計画というのがあって、それに基づいていろんな関係者の方々と協議をしながら物事を進めているということで理解をしました。

この森林経営計画というのが山の林政について非常に重要な位置づけにあるというのが見えてきた部分があるんですけども、この森林経営計画というのを一般の方とか素人にも分かりやすく簡単に言ったらどういうことなのかというのを教えてもらってもいいでしょうか。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

森林経営計画とは、簡潔にお答えしますと、森林の持続可能な管理と利用を目的とした計画で、適切な施業計画を行うというような計画でございます。太良町におきましては、令和5年から令和10年までの5か年計画を作成しているというところでございます。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

どういうふうに管理をしていくかという計画で、令和5年から令和10年までの間で今のところは計画をされていると。5年ごとに恐らく見直しをしていくようなものなのかなとは思っています。

それで、こういう計画をつくりながら実態を把握しながら進められているところだとは思いますが、今後かなり状況が変わるのが予測されるのが、山の土地の相続とかそういったところが今後増えてきたときに多少は混乱するタイミングが来るのかなというふうには考えています。

それで、この管理の受皿について、最初の答弁をいただきましたけども、現在は森林組合によって適切に管理されていると認識していますが、一方で今後1,366人の山林納税義務者

が相続の時期を迎えた際に管理放棄が増加するリスクについて、町としてどのような見解をお持ちでしょうか。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

山林の管理放棄地につきましては、町長の答弁にありましたとおり、現在大部分が太良町森林組合に委託をしております森林経営計画に参加していただいているところでもあり、相続された場合も森林組合から継続して計画への参加のお声かけをしていただいております。また、届出がない所有者死亡の山林の近傍地を間伐する場合も、相続人を調査の上、お声かけいただいております。太良町の森林に関しましては他の市町より山林の管理放棄地の増加のリスクは著しく低いと考えております。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

他市町よりリスクは低いというところで認識をいたしました。

リスクが低い今のうちに将来の相続放棄等を見据えて受皿となる仕組みをつくるなど、今後そのリスクが低いうちに、対処がしやすいうちにどういうことをするかということを考えられているか、そこについて教えてください。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたけれども、森林組合から継続して森林経営計画への参加の呼びかけをしていただき、それでもそういった計画に参加していただけない場合があると思いますけれども、そういった場合の全ての民有林を管理するためには財源と労力が過大に必要になると思われますので、今後はゾーニングを行いながら管理ができない民有林につきましては自然林になる可能性も検討していかなければならないと思っております。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

所有者の方がどういう意識で自分の財産を考えているかというところが大きな分岐点になるのかなというふうに考えています。もちろん、自分の山の管理に熱心な方もいらっしゃる、実際自分の山がどこにあるかももう分からんもんねみたいな、多分あそこんたいんにきにあるって思うけどみたいに宙を指して言われる方も結構おられるので、実際どこにあるかというのを、ほとんどの方が多分現地を見たこともないし作業もしたことがないというのが正直なところかなとは思っています。

でも、そういう中で、答弁をいただきましたけれども、自然林になる可能性、つまり野に帰るということがあり得るというのは、致し方ないというか、しょうがない部分なのかなとは思っています。しかし、所有者の方に町のほうから積極的に御自分の山を適切に管理できるよ

うに関心を持っていただくというような発信をしていくことは今後ますます重要になっていくのかなというふうに考えております。

次に、山林火災の対策についてお伺いをしました。

残置残材や剪定枝の放置が火災の燃料となるリスクを考慮して、これらを資源として回収する仕組みを検討する余地があるかについてお聞きしたいと思います。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

残置残材等の質問でございますので、残置残材につきましては、土壌の安定性の維持や栄養還元に資する目的、また土砂災害による土砂流出の抑制にもつながっており、またコスト面の点も踏まえて、現在回収する考えはございません。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

私が山を見て回ったときに何か木が置いてあるなとかというのを思ったこともあって、あれは何も考えずに置いてあるわけではなくて、土砂の流出とかそういったものを考慮して意図的に配置をされているということによろしいでしょうか。

○農林水産課長（片山博文君）

はい、議員お見込みのとおりでございます。

○5番（山口一生君）

そしたら、ここについては、火災のリスクも確かに置いとったらあるかもしれんですけども、土砂災害のリスクを軽減するというほうがはるかに利益があるということで理解をいたしました。

そういった山の状況を考えていくと、森林組合とかそういった山のお仕事をされる方という担い手を今後どのように確保、育成していくかということについて非常に大きな課題がありそうだなというふうに感じています。

それで、この担い手の育成、定着についてですが、令和2年当時に緑の雇用で5名を育成したとの答弁がありましたが、現在の定着状況及び作業員数を教えてください。補助金以外に住まいの確保など生活環境面において町が実施できる支援策はあるのでしょうか。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

令和2年当時、緑の雇用で5名育成した方々については、現在2名の方が定着されているとお聞きしております。住まいの確保等につきましては、農林水産課独自での取組はございませんが、空き家バンクの利用や太良町移住支援補助金等の活用などの支援策がございます。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

緑の雇用で5名育成した方について、現在2名の方が定着をされているということで理解をしました。

実際、向き不向きがあると思いますので、最初は林業をやってみたいと思って来られた方でもいろんな状況の変化とか心境の変化とかそういったものがあるかと思いますので、その中でも2名の方が残っていただいているというのは非常に喜ばしいことなのかなというふうに考えています。

それで、太良町の森林組合の作業員数は現在23名ということになっているんですが、これは人数がどのように変化してきているか、そこについて情報をお持ちであれば教えてください。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

森林組合の作業員数につきましては、最大で過去35名程度いらっしゃったというような話を聞いております。現在のところ、議員お話しされた23名の作業員がおられるということでございます。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

最大で35名いらっしゃった中で、現在いてくださる方が23名ということで理解をしました。

それで、実際かなりの数の方が減っているというか、いろんな御事情があって辞めたり引退されているかと思うんですけれども、かなり広範囲の山を管理しないといけないので、人手がもっとあってもいいというのが正直なところなのかなとは思っています。

こういった中で、人手を増やしていく中で、空き家バンクとか移住支援補助金等が有効に今こういった林業関係の対策について活用されているのか、そのあたりについて情報をお持ちであれば教えてください。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

空き家バンクの活用につきましては現在1名、移住支援の補助金につきましては、佐賀県と県内市町が推進しております事業でありまして太良町からの直接の補助ではございませんが、森林組合の職員様で補助を受けられた方は現在2名いらっしゃるとお聞きしているところでございます。

以上でございます。

○町長（永淵孝幸君）

以前まだ補助がないとき、森林組合の職員さんが太良町の空き家を利用して移住していただいて、今も森林組合に勤務しながらここに永住していただくというふうなあれもございますが、それは私が中に入ってその空き家をあっせんしたというところでございます。

以上です。

○5番（山口一生君）

今のところそういった空き家バンクを通じて住むところが見つかったりとか、移住・定住の支援とかそういったものの支援を受けている方もいらっしゃるということで理解をしました。使えるものはいろんなものを積極的に使っていきながら人材の確保に努めていく必要があるのかなとは思っております。

それで、森林組合だけの話をずっと私もしていますけれども、実際かなり高度な技術を要する施業をされていて、例えば架線ワイヤーを使って木を切り出す、運ぶとか、そういった技術を持っている方が実質太良町の森林組合さんしかいらっしゃらないというのが現状のかなと思っています。例えばほかにも町外の業者さんとかで木を切れる方というのはいらっしゃるかもしれないですけども、例えば太良町の山を維持してきた形での管理、施業というのは、やはりノウハウを持ったところが今後も継続していくほうがリスクが少ないのかなというのは思っています。そういう中で、木材の利用について質問をさせていただいていましたけれども、いろんなところで太良町産材のPRをしていただいて、いろんなところで今までも使われているということでお話をいただきました。

それで、木もピンキリあって、物すごくいい材から、例えば日当たりが悪いところとか水加減の具合ではあんまり伸びないとかそういうのでひょろひょろしてるとか、間伐がうまくいってないところの材とか、そういうものについてはうまく市場で売るのが難しい丸太もあるのかなと思います。そういったものの活用について、建築資材、A材のみならず土木資材、B材としての間伐材利用、例えば丸太で土留め工をするとか木製の防護柵を作るとか、そういった活用の取組方針を教えていただきたいと思います。

加えて、端材や林地残材を木質ペレット等に加工をして、例えば町内の温水プールとか農業ハウスとか旅館での温泉とか、そういったところに燃料として提供できる可能性とか、そういった活用の幅というのについてお伺いしたいと思います。

○町長（永淵孝幸君）

この間伐材につきましても、今森林組合のほうでかなり手入れをしていただいているようなことで、これは市場に出して金に換えていただいているというふうなことでございます。ですから、そういった施業を森林組合が今一生懸命、町内の山、町有林を含めてですけども、山持ちさんたちにも働きかけをしながら取り組んでいただいております、結構間伐材といえどもお金になっているというふうなことでございますので、ほぼほぼ市場に出していただいていると。

以前この木質ペレット化の話が過去に、10年前ぐらいですかね、ありました。しかし、今申しますように材積、結局ペレットにする材がないというふうなことで断念し、また誰がするか、これだけの機械設備を備えてペレットにして本当に採算が合うのかというふうなこと

で、それはできないというふうなことになる断念したいきさつもございます。そういったことで、木質ペレット化とか温水プールとか何かで使うということは今は考えておりません。

こういった上で、議員もいろいろ今山林についてお話をさせていただいておりますけれども、議員も令和元年から山林運営委員として太良町の山林運営に関するいろいろなことについて御協議をいただいております。それで、5年からは山林運営委員長として、今度は町のいろいろな山林運営に関する諮問機関として取り組んでいただいていることに対しましては、お礼を申し上げるわけです。しかし、その中で、こういったところで今議員が言われてるような山林に対するいろいろな思いがあるとすれば、そういった中でいろいろ議論していったって、太良町の山林をどうして守っていくのかというふうなことを含めて御協議いただければ思っておりますので、これからも引き続き、この山林に対して一生懸命になっていただいているのは十分認識をしておりますので、町の諮問機関としていろいろと取り組んでいただければと思います。

以上です。

○5番（山口一生君）

その木質ペレットについては、以前も検討をされてバイオマスの発電とかそういったお話も昔されたというのは、私も昔の情報を当たって、見ています。それで、電気に変えるというのはちょっと難しいかなと思っていたので、そういった活用の幅の検討の材料として一つ挙げさせていただいたということで御理解をいただきたいなと思います。

それで、施設整備等では使っていただいている、先ほど土木とか公共事業に使えないかという話もして、木質ペレットではなくて材として使えるというのがあって、最近よく聞のですが、木製のガードレールとか土木資材としての活用も含めて、このあたりについて調査研究をされる可能性はあるのか、そこについて教えてください。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

交通安全施設の整備担当ということで、総務課のほうから答弁をさせていただきます。

ガードレールにつきましては、従来の金属製のものと比べますと、木製ですと、少なくとも施設の寿命はかなり短くなることが見込まれます。そういったことで、非常に丁寧な維持管理を頻繁に行う必要があるものになると思います、ガードレールに採用した場合ですね。そのような施設ですから、大量にそれを町内で採用しますと、すごく手がかかる、お金もかかるということが見込まれますので、そういったものを整備する場合は、景観に配慮するような景色がきれいなところに採用するというようなところで、特定の場所で採用するのが一番いいのかなというふうには思います。そういった場合は採用することはできますけれども、議員がお考えの木材を利用した地域経済の循環というものには少し力が弱い施策になるというふうに思います。

そういったことから、ガードレールやガードパイプなどを木材で町内一円で利用するということにつきましては、非常に難しいのかなというふうに思っております。これは特別な計画とか町の大きな方針があればまた別ですけれども、現段階ではその採用の可能性は低いというふうに言わざるを得ませんということになります。

以上でございます。

○5番（山口一平君）

非常に丁寧に答弁をいただきまして、ありがとうございます。

そのガードレールは、私もいろいろ改めて調べよったらこんな使い方があるのかというところでちょっと感心したものがあつたので、そのガードレールについてはお伺いをした次第です。

それで、実際に全部を入れ替えるとかということは非常に難しいと思います。それで、活用をされている地域、もちろん林業が盛んな地域では、もちろん観光客がいらっしゃるどころとかそういう目につくようなところでその地域の材をPRするような目的で、人が集まる場所についてこれ見よがしに木質ガードレールをつけたりとか木の柵をつけたりとか、そういうふうに対応をされているというのがほとんどだと、調べた限りでは言われております。それで、今国土交通省のほうもこういった木質のガードレールについては国として積極的な支援を行われているという情報もありまして、引き続きどういう使い方ができるかという選択肢の一部として考えていきたいなとは思っております。

次に、森の多様化についてお伺いをしたいと思います。

先ほども1番、トップバッターの森田議員のほうから海的环境について質問があり、山と川と海ということで、お互い自然の生態系というのはつながっているというのは皆さん御存じのとおりだと思いますけれども、令和2年に漁業者の方から提出された広葉樹植栽の請願について、その後の進捗状況について教えていただきたいと思います。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

令和5年に提出されました請願内容につきましては、当時漁業者の方から有明海の再生と環境保全のためにというような請願内容で、広葉樹の植樹を進めていただきたいというような請願内容となっております。

この請願内容につきましては、県で現在進められている森から川、川から海に至る物質還元の流れを一体的に結びつける森川海人プロジェクトや多良岳200年の森の趣旨にも合致した請願であると当時から認識しており、現在も小学5年生を対象とする広葉樹を植林する植樹体験の継続や200年の森の林間に広葉樹を植えた新たな人工林として針葉樹、広葉樹の混交林化した複層林を推進しているところでございます。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

これまで森川海人プロジェクトとか小学5年生を対象として広葉樹を植樹するというのをやられていたり、針葉樹と広葉樹を組み合わせるといふ混交林化を推進をされているといふことで理解をしました。

それで、聞き及んだところで、この自然共生サイトといふのに太良町のほうが多良岳200年の森といふのを登録をされているかと思ふんですけども、この自然共生サイトといふのがどういふものであるのか、それについてもう一度教えていただけないでしょうか。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

自然共生サイトとは、民間等の取組等によって生物の多様性の保全に貢献するような管理がなされている区域につきまして国で認定していただく取組となっているところでございます。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

この自然共生サイトといふことを調べていくと、例えば唐津で藻場の再生をされているところであつたりとか嬉野のほうのお茶畑とかそういったところがヒットしてくるんですけども、皆さん自然の環境を維持して生物多様性を広げていくためにいろんな努力をされているといふところが認められたのかなといふふうに思っております。

それで、実際に多良岳の200年の森といふのは、どういった評価をいただいて今回のこの認定に至ったのか、そのあたりについて背景を教えていただけないでしょうか。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

自然共生サイトに至る背景でございますけれども、現在200年の森といふことにつきましては、平成26年度から200年先を見据えた長伐期大径木生産を計画しており、防災、水源涵養、そして先ほど申しました生物多様性の確保等々の公益的な機能を併せ持つ森林づくりを目指して、太良町のシンボル区域に指定している町有林でございます。そういった山づくりについての事業計画が今回地域生物の多様性増進法に基づく自然共生サイトの認定を受けたといふような形となっております。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

その自然共生サイトへの認定の際に、実際に環境省の方が太良町にいらっしゃって山を視察されたといふお話を聞きました。そのときにどういったコメントといふか感想を持たれたのか、そのあたりについて教えていただけないでしょうか。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

多良岳200年の森づくり事業活動計画が自然共生サイトに認定された折、九州農政局の環境事務所の所長様から認定書の授与を太良町役場でしていただき、その後200年の森を視察された折には、様々な森林を見てきたが、このように管理が行き届いた人工林の中での複層林は他に類を見ないというようなお褒めの言葉をいただいているところでございます。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

いろんな山とかそういった場所を見てきた環境省の所長さんが他に類を見ないということで絶賛していただいたというのは、非常に太良町としては喜ばしいことなんじゃないかなと思います。それで、実際に70年とか80年とかかけて育ててきたこの山とノウハウ、それに関わった多くの方々、そういった方々の努力が本当に時を超えて今ようやく認められたというのが非常に素晴らしいことでありますし、誉れなことだと思います。

しかし、この管理を完璧にしてきて維持してきたものを今後もどこまで維持し続けることができるかというのは、その瞬間その瞬間の当事者で本当に頑張っていくしかないのかなというのが実情だと思います。私も100年後のことを聞かれても、いや、俺多分おらんけんと言うしか言いようがないので責任の取りようもないんですけれども、その時々で山のことを知って、太良町に住んでいるのであればやっぱり山のことを勉強して、ここは大事なんだというような共通認識を持っていけるような、そういった情報発信をしていただきたいなと思っております。それで、今1,366名の地権者の方がいらっしゃって、なるべくならその財産が毀損されないような状態で維持をしていくというのが一つ大きな課題かなと思っております。

それで、2つ目で、せっかくここまで育った木、使うタイミングを迎えた木が太良の山にはたくさんあると思います。このおかげで本当にいろんなことがもしかしたら太良町の経済を動かすエンジンになる可能性もあるなど、もちろんガードレールを全部替えてくださいとかそういう話ではないんですけれども、こんなに素晴らしい木を町の中で使えるチャンスがあるというのは、全国的にも太良町しかないのかなとは思っております。

先ほど町長も山林運営委員会の中でもっと議論を深めていこうということをおっしゃっていただきましたけれども、いろんな方が山のことについて関心を持っていただきたいというのが私のこの質問をしている発端ではあります。なので、町長が今この山についてどうふうにお考えになっているのか、そこを最後に聞いて終わりたいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

今担当課長からもいろいろる説明しておりますけれども、太良町の山、山林は4,100ヘクタール余りあるわけですね。そんな中であって、この先人たちが育ててきた山が今木材価

格の低迷によってなかなか材価という形で実績が上がってこないというふうなことで、今のところ伐採しないでそのまま立てておくというふうな状況が続いているわけですよ。

しかし、こういったことの手入を今森林組合がやっただいております。これは緑のダムといいますか、うちは水道水は地下水に頼っているわけです。そういったことによって、この山を維持、育て、管理していく上では、やはり森林組合関係者をはじめ、山主さん、地主さんの方々の協力ができないわけでありましてけれども、今そういった手入をしていただいているおかげで太良町は山の災害もないと、そして大きな災害もないというふうな状況でございますので、これは持続的に続けていく必要があると、このように認識しておりますので、先ほどお話ししておりますけれども、これからは山林運営委員会の委員の皆様方と、いろいろ議論をしながら、この太良町の山林をどうして残していくかということは当然取り組んでいく必要があると、このように考えておりますので、議員もそういった委員会の委員長でもあられますので、御協力をよろしくお願いいたします。

○5番（山口一生君）

ありがとうございます。私もしっかりといろいろ考えていきたいなと思っております。

最後に一個だけ言いたいですけれども、一番気になってるのは、相続をした方が太良町の外に住んでいるケースが今後増えると思います。そうなったときに関心をちゃんと持ってもらえるような仕組みというのは何なのかというのを今後皆さんと一緒にもっと議論して深めていきたいなと思っております。当事者が町におったらいんですけれども、いない場合にどうするか、太陽光と似たような考えになってくると思うんですけれども、そのあたりを含めて引き続き話をしていきたいなと思っております。

では、私の一般質問は以上になります。

○議長（江口孝二君）

これで2番通告者の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時53分 再開

○議長（江口孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

3番通告者、待永議員、質問を許可します。

○6番（待永るい子君）

議長の許可を得ましたので、通告に従い、質問をしたいと思います。

今回は健康寿命を延ばしていくための予防を目的として、1つ、健康対策について、2つ目、交通安全対策について、3点目、独居世帯について。

以上、3点について質問をしたいと思います。

まず、1点目、健康対策についてですが、日本人の寿命は世界でもトップクラスになりましたが、健康寿命との間には隔たりがあり、この健康寿命を延ばすための対策は非常に大切であると考えます。

そこで、1点目、太良町民の過去3年における患者数の多い疾患は何か、2点目、健康に関する課題と今後の対策についてどのように考えておられるのかの2点について質問をいたします。

○町長（永淵孝幸君）

待永議員の1点目、健康対策についてお答えします。

1番目の太良町民の過去3年における患者数が多い疾患は何かについてであります。国民健康保険の被保険者別国保データベースシステムを基に申し上げます。

単年度の上位疾患で申し上げます。

令和4年度、1位が本態性高血圧症、2位が連鎖球菌性上気道感染であります。令和5年度、6年度ともに1位が本態性高血圧症、2位が滲出性気管支炎であります。

2番目の健康に関する課題と今後の対策についてどのように考えているかについてであります。さきに申し上げた上位疾患である高血圧症をはじめ、生活習慣病の脂質異常症、糖尿病などからの重症化予防が課題であると認識しており、今後も第3期太良町保健事業実施計画——データヘルス計画、第4期特定健康診査等実施計画——を推進しながら、太良町の健康づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

過去3年間、太良町で一番多い疾患は本態性高血圧症とのことですが、この本態性高血圧症というのは、特定の原因、疾患、例えば腎臓病とかホルモン異常がなく遺伝的要因と生活習慣が複雑に絡み合って発症する高血圧というふうに説明をしてあり、日本人の8割から9割がこれに当たるそうですが、生活をしている環境によって疾患の種類もある程度の影響を受けるのではないかと考えますが、太良町で本態性高血圧症が多い原因についてはどのように分析をされておりますか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

太良町は1次産業の割合が高く、生活習慣及び生活リズムが不規則になりやすい環境であることや車社会による運動量不足、塩分過多、野菜の摂取不足、喫煙、飲酒などの生活習慣因子による動脈硬化が原因として考えられると考えております。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

課題として高血圧症、脂質異常症、糖尿病の重症化を防ぐとありましたが、重症化とはど

のような状況なのでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

動脈硬化を来す脳梗塞や心筋梗塞、腎機能低下から成る透析導入等の状態であります。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

それでは、現在町内に高血圧症、脂質異常症、糖尿病の方はどれくらいいらっしゃるのでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

国保の令和7年4月から11月診療分で申し上げます。

高血圧症が761人、脂質異常症が568人、糖尿病が385人であります。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

それでは、予防策を講じる時期はどのように考えておられますか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

健康であるうちの予防が好ましいと言われていきます医療機関受診が必要な基準につきましては、診療室血圧、上が140、下が90であります。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

それでは、現在どのような予防策を講じておられるのでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

予防策につきましては、健康増進食育計画や、先ほど町長の答弁でもありましたように、第3期データヘルス計画に基づき生活習慣病の予防に取り組んでいるところでございます。具体的には、特定健診受診後、個人の状況に合わせた減塩、野菜摂取の推奨、運動の推奨、家庭内血圧測定推奨、尿中塩分量の測定等を行うとともに、必要に応じて2次健診の実施を行っているところでございます。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

それでは、それらの予防策の実施で患者数の推移はどのような状況でしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

令和５年度が高血圧症853人、脂質異常症が630人、糖尿病が457人、令和６年度が高血圧症が823人、脂質異常症が608人、糖尿病が434人であります。なお、レセプトを集計をした患者数ということで、各疾患減少傾向であります、国保被保険者数の減少に伴う可能性が高いものではないかと考えております。町といたしましては、一定期間の介入を行い改善した数としては、令和６年度でいうと高血圧症の改善者17名、脂質異常症の改善者13名、高血糖の改善者7名であります。

以上でございます。

○６番（待永るい子君）

少しずつ予防策が講じて少し減少の方向にあるのではないかなと思いますけれども、現在この町民さんに対する健康に関する情報発信は具体的にどのようなものがあるのでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

健康の情報発信につきましては、特定健診結果説明会での個人への説明、「町報たら」へ健康に関する記事の掲載、健康関連の教室、各地区の老人会やサロンなどでの講演、ホームページ等での情報発信を行っているところでございます。

以上でございます。

○６番（待永るい子君）

第２期太良町保健事業実施計画に関わる考察として、３点ほど挙げられておりました。

１点目、特定健診受診率が低い、２点目、若年層から生活のリズムが不規則である可能性が高いため若いうちからの健康管理が必要である、３点目、生活習慣病は自覚症状がないし分かりづらい、健診の機会を提供し状況に応じた指導を効果的に行うことが発症予防、重症化予防につながる。これらの２期の課題に向き合いながらこれからは第３期太良町保健事業実施計画を推進していくことだろうと推測をいたしますが、健康寿命を延ばすには、健診と予防、これに尽きるものはないと考えます。担当課の考えと今後の具体的な対策を伺いたいと思います。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

議員御指摘のように、健康につきましては健診、予防が大切だということで答弁がありましたが、今後は引き続きデータヘルス計画に基づき、課題の分析や取組の評価や町の健康課題に合った対策を行っていきたいと考えております。特に、先ほど議員の御指摘もありましたように、若年層の健康意識の向上をいかに進めていくかが課題だと考えております。

今後の具体的な取組につきましては、幾つかございます。

まず、１つ目に、今現在も行っておりますが、特定健診の対象者前の若年層からの健診意識を持ってもらうために、20歳から39歳を対象とした若者健診の実施を今後も引き続き行い

たいと思います。この若者健診につきましては、身長、体重、おなか回り、血液検査、尿検査等々を行っております。

2つ目としまして、特定健診結果説明会の際に、結果にかかわらず、運動や糖尿病の予防、高血圧症の予防についての健康教室を個別ごとに全員に実施をいたしておるところでございます。

次に、3つ目といたしまして、特定健診につきましては対象が40歳以上74歳が対象でございます。したがって、40歳到達者の方への個人通知を実施してまいります。

それと最後に、現在町報2月号の各戸配布でも実施をいたしましたSAGATOCOアプリの普及促進を継続して行いたいというふうに考えております。個人的には、健康につきましては、皆さん毎日血圧と体重を測定していただいて、まずは自分の傾向を知っていただくことが一番重要かなというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

血圧症を改善するスポットという中に、バランスのいい食事をとることが挙げられています。栄養素の中のカリウムが血圧を下げる効果があり、芋類とか果物とか海藻類に多く入っていると記されておりました。このような具体的な予防策の数々を情報発信しながら、患者の皆さんができること、そう難しくなくてできそうなことを提案しながら太良町で一番多い疾患の予防策に取り組んでいただきたいと思います。新年度へ向けての担当課の思いを再度確認をしたいと思っております。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

先ほど議員のほうから食に対しての介入もあるんじゃないかという御指摘がございました。当然担当課としても、昔から言われているように腸活、海藻類、ワカメ、納豆、そういったもろもろを摂取すれば健康にはいいよという専門家の意見もございますので、今後そういった食については、不定期的に「町報たら」でこういった食材を食べてくださいよというような掲載もいたしておりますので、引き続き食、運動等々を実施しながら今後の健康行政を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

力強い思いを聞かせていただきましたので、年々太良町でトップの疾患が減って健康長寿のためのさらなる予防策を要望いたしまして、次の質問に移ります。

2番目の質問は、交通安全対策についてですが、交通事故などで子供や高齢者の方が犠牲になるニュースを耳にいたします。町内ではそのようなことがないように、子供や高齢者を守るためにも交通安全対策について、1点目、町内の通学路で危険な箇所はないのか、2点

目、町内で設置されているカーブミラーとガードレールはどれぐらいあるのか、3点目、交通安全の課題と今後の対策についてどのように考えているのか。

以上、3点について質問いたします。

○町長（永淵孝幸君）

待永議員の2点目、交通安全対策についてお答えします。

1番目の町内の通学路で危険な箇所はないかについてであります。学校長、PTA会長、鹿島警察署、杵藤土木事務所など関係団体と毎年通学路の点検を行い、その中で多良校区4か所、大浦校区4か所を危険箇所として把握しております。

2番目の町内で設置されているカーブミラーとガードレールはどのくらいかについてであります。過去からの数量の積み上げのデータがありませんので、町内における全体の数量は不明であります。

なお、過去3年の整備実績を申し上げます。

令和5年度、ガードレール116.3メートル、ガードパイプ231.1メートル、カーブミラー12基、手すり22メートル。令和6年度、ガードレール207.6メートル、ガードパイプ30.5メートル、カーブミラー2基。令和7年度、ガードレール40メートル、ガードパイプ93メートル、カーブミラー6基、ラバーポール8本、以上でございます。

3番目の交通安全の課題と今後の対策についてどのように考えているかについてであります。佐賀県警察発表の昨年中の交通事故発生状況を見ますと、太良町においては8件で、うち死者1名、負傷者8名となっております。亡くなられた方は75歳以上の高齢者であります。

佐賀県全体を見ますと、交通事故による年齢層別死傷者数は、負傷者が最も多い年齢層は30歳から49歳の働き盛りの世代、死者が最も多いのは75歳以上の後期高齢者であります。また、状況別死者数を見ますと、四輪車乗車中死亡は後期高齢者が最も多く、二輪車は30から49歳代、自転車は75歳以上、歩行中は50歳代となっております。

これらのことから、重大な事故件数は、高齢者、特に後期高齢者に多い傾向がありますので、警察と連携しながら高齢者向けの交通安全教室や講話の機会を設けて交通安全意識の高揚を図り、高齢者の事故防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

子供たちが毎日通っている通学路の危険箇所が多良校区に4か所、大浦校区に4か所とのことですが、具体的な場所と状況について伺います。

○学校教育課長（與猶正弘君）

お答えします。

まず、多良校区の4か所ですけれども、まず北町踏切の西側の町道大野線沿いで路肩が狭

い、あと国道207号線と県道多良岳公園線の交差点、太良嶽神社の入り口付近、そこで防護柵がない、あと太良病院前からエレナ前までの国道207号線の東側沿いで歩道がない、あと古賀橋と道路の取付け部分の一部に防護柵がない、以上でございます。

あと、大浦校区ですけれども、まず亀ノ浦地区の国道207号線沿いで歩道が狭い、あと広江地区の信号機のある交差点で防護柵がない、あと亀ノ浦地区の信号機のある交差点、中嶋医院跡地前で防護柵がない、最後に亀ノ浦地区の町道亀ノ浦1号線沿い、ここは佐賀西信用組合の裏側になりますけれども、その橋の欄干が低いという状況でございます。

以上です。

○6番（待永るい子君）

先ほどおっしゃった通学路の危険箇所として多良校区4か所、大浦4か所を学校関係者が把握をしているとのことでしたが、把握をしているという状況なのか、子供たちは毎日通学をしているわけで、危険な状況での通学が続いているのか、対策はどのようになっているのかについて伺いをします。

○学校教育課長（與猶正弘君）

お答えします。

この通学路の点検をした後、通学路安全対策検討会議を開催しまして、箇所ごとに関係機関と改善策を協議し、必要な対策を実施しております。その中で、直近では国道207号線と県道竹崎上田古里線の信号機のある交差点に防護柵を設置するなど、まずはできるところから順次改善をしておる状況でございます。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

子供たちに事故がないようになるべく早く完全な状態にしていきたいなと思いますけれども、通学路は完全に歩道なのか、それとも車道を歩くというようなところがあるのかどうかについて伺いをします。

○学校教育課長（與猶正弘君）

お答えします。

まず、国道、県道につきましては、歩道はある程度整備されておりますけれども、町道につきましては、歩道はなく、路側帯を歩くことになります。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

毎年通学路の点検を関係団体で実施をしていることですが、実際に通学路を歩くのは子供たちですね。体の大きさや様々な体験、見るものの目線などが違うので、子供たち自身で見るということも必要ではないかと考えますが、これについてはいかがでしょうか。

○学校教育課長（與猶正弘君）

お答えします。

先ほど申し上げました通学路の点検自体は、いわゆる大人で点検しておりますけれども、その事前に点検をする前に子供たちの意見を積極的に取り入れた形で行っております。具体的には、小学校につきましては地区の児童会というのを学級ごとに開催されておまして、その折に日々の登下校中に児童が気づいた通学路の危険な箇所について拾い上げてもらい、学校で確認を行って、この通学路点検に反映させている状況でございます。また、中学校につきましても、この通学路点検を行う前に事前に生徒やその保護者に対して危険だと感じる通学路について確認を行ってもらい、報告いただいた結果を通学路点検に反映させているところでございます。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

ガードレールやカーブミラーなど、要望書は各地区から提出をされますが、掃除や見回りなどを含めた管理をするのはどこなのでしょう。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

町が設置している町道沿いのガードレールやカーブミラーは、主に総務課が設置をしておりますが、その数を全数で台帳等で管理をしているということはありません。地区の住民さんたちからの汚れているよとか壊れているよという通報に基づいて対応しているというような状況でございます。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

ガードレールやカーブミラーに関する過去3年間の要望書の数と実施数について伺います。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

令和5年度ですけれども、ガードレールが3基の要望がございました。それで、翌年度に3基とも設置をしております。ガードパイプにつきましては3基要望がありまして、これも翌年度に3基対応しております。それと、カーブミラーを1基要望がございまして、それも翌年度に対応いたしております。

令和6年度につきましては、ガードレールが2基、これも翌年度に対応しております。それで、カーブミラーが3基要望がございまして、これも翌年度3基対応しております。それと、ラバーポール、横断歩道、道路警戒標識もそれぞれ1基ずつ要望がございまして、翌年度に対応いたしているところでございます。

令和7年度につきましては、ガードレールが3基、ガードパイプが1基、カーブミラーが11基、ラバーポールが2基要望があつてございます。一部今年度の7年度内で対応する予定

のものもありますけれども、来年度に対応する予定でございます。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

要望書の優先順位についてはどのように考えておられますか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

総務課のほうで交通安全施設として要望書を提出していただいたものにつきましては、基本的には要望を受けた後に予算化を行って実施をするという感じになっておりますけれども、基本的には、先ほど答弁いたしましたとおり、要望に関してはほぼ翌年度に対応しているという状況でございます。その優先順位でございますけれども、それにつきましては、危険度、需要の高さ、それと緊急性の有無、公平性や要望の強さ、費用対効果、またそこが立っていいところなのかどうかというところもありますので、そこら辺を総合的に判断して優先順位というか、工事の順番を決めているというところでございます。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

そしたら、基本的に今年出された要望書を来年予算化して来年実施しますという、大体それが基本の形でしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

要望書の内容によっては、総務課ではない、ほかの課のほうに行く要望書もあると思いますので、そこら辺につきましては私は承知しておりませんが、交通安全施設につきましては基本的にそのようなスタンスで行っているところでございます。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

そういう交通事故の多発地帯はどのようなところだと思われませんか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

議員御案内のとおりとは思いますが、事故が多いのは交差点でございます。それと、見通しの悪いカーブなども事故が多いと思います。それと、離合がしにくい狭い道、そういったところでも事故が起こると思います。基本的に、太良町におきましては、広域農道と県道多良岳公園線の交差点、それと町道と県道との交差点、町道と広域農道との交差点、また国道につきましても当然事故が発生しやすいところ、それと国道沿いの店舗から出るとき、そういったときにも事故が発生しているようでございます。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

交通安全教室や講話の機会を設けて交通安全意識の高揚を図るとの答弁がありましたが、今まではどのような対応だったのか、また今後は具体的にどのような形で実践をされるのかを伺います。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

これまでにつきましては、主に小学生を対象に総務課の防災担当のほうで交通安全教室を開催をいたしておりました。先ほどの町長の答弁にもありましたように、高齢者の方の重大な事故が多くなってきているというところもありますので、今後は高齢者短大などの機会を捉えまして、そのような交通安全に対する意識啓発、講話などを進めていければというふうに思っております。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

講話や交通安全教室など、対象者が子供なのか高齢者なのか現役の運転手の方なのかによっても様々な工夫が必要と考えますが、これについてはいかがでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

議員御案内のとおりでございます。対象者によって講話の内容、また交通安全の意識の啓発の仕方も変わってくると思います。そこら辺も含めまして、今後検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

自転車については罰則が設けられましたが、どのような内容なのか、また担当課としての対策は考えておられるのか伺います。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

自転車につきましては、青切符が4月から適用されるということで、罰金が発生することになります。それで、これは16歳以上の人に罰則が科せられるということでございます。

具体的に言いますと、自転車を運転しながらスマホを触っているのを警察に見つかったら罰金1万2,000円とか、あと信号無視で6,000円とか、右側通行で6,000円、あと許可されていない歩道を通行したら6,000円、一時不停止が5,000円、夜にライトをつけずに走っていると5,000円などなど、罰金が科せられます。飲酒運転とか酒気帯び運転は当然のことながらもっと重くて、3年以下の拘禁刑か50万円以下の罰金ということになります。ながらスマホして自転車で走っててぶつかってけがさせたりしたら、場合によっては1年以下の拘禁刑か

30万円以下の罰金というふうに書かれていましたので、ここら辺は非常に重いものであるというふうに思います。

それと、町の対策でございますけれども、ルールを決めてその罰則を決めるのは警察の仕事でございますので、町の総務課のほうで対応するものとしては、こういったことにならないように町民の皆さんに注意しましょうねという注意喚起、教育というか意識啓発をしていかななくてはならないと思っております。町報の3月号でも少しそういったところの罰金刑が始まりますよということは掲示をさせていただいておりますけれども、今後もそういったことで町民の皆さんに情報の提供をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

自転車運転について2点ほどお伺いをしたいと思いますけれども、ヘルメット着用は義務ではないのかということと、それから許可をされていない歩道という場所はどこなのか、2点についてお伺いをしたいと思います。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

ヘルメット着用は年齢に関係なく努力義務であり、罰則はございません。努力義務でございます。なるべくかぶろうねというところでございます。

それと、許可されていない歩道を通行したら罰金ということでのお尋ねだと思いますけれども、警察のほうに実際太良町で許可されていない歩道ってあるんですかと聞いたところ、全ての歩道が許可されてませんと、ただし許可されているところには標識をつけていますから、それを見てくださいという返答でした。それで、どんな標識なんですかって聞いたら、青い丸い看板に親子の手をつないでる絵と自転車の絵が併記されている、そういった標識が町内のあちこちにあるそうでございます。具体的には、役場の前とか佐賀銀行の前のところとかあちこちにそういった看板があるそうでございますので、町民の皆様におかれましても、そこら辺の看板をよく御覧になって通行していただければと思います。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

自転車運転にも罰則が設置されましたが、これは近年危険運転や歩道運転で事故が多発し、社会的問題にも発展したという経緯が考えられます。人が歩くために造られた道が、現在では車が通るための車優先のような形になってしまいました。私たちは心細かに注意をしながら、予防策を考えながら生活をしていかななくてはなりません。さらなる交通安全対策と安全な環境づくりを要望して、最後の質問に移ります。

社会的にも少子・高齢化とともに独居世帯が増加傾向にありますが、様々な課題の中でも年代や男女間で内容が異なっているのではないかと考えます。

そこで、独居世帯について、1点目、町内の独居世帯数はどれぐらいか、2点目、年齢や男女別ではどのような状況なのか、3点目、独居世帯の課題と今後の対策についてどのように考えているのか。

以上、3点について質問をいたします。

○町長（永淵孝幸君）

待永議員の3点目、独居世帯についてお答えします。

1番目の町内の独居世帯数はどれくらいあるかについてであります。令和8年2月1日現在で1,136世帯であります。この数値は住民基本台帳を基に把握したものであり、近年高齢者を中心に増加傾向にあります。

2番目の年齢や男女別ではどのような状況なのかについてであります。独居世帯の内訳を年齢別で見ると、65歳以上の高齢者世帯が大きな割合を占めております。また、高齢期では女性の独居世帯が多く、65歳未満では男性の独居世帯も一定数存在している状況にあります。

3番目の独居世帯の課題と今後の対策についてどのように考えているかについてであります。独居世帯の課題は年齢や性別によって異なると考えられます。

まず、男性の独居世帯では、配偶者と死別した後、食事の準備や栄養管理、社会的孤立といった日常生活面での課題が考えられます。一方、女性の独居世帯では、防犯面での不安、夜間や外出時の安全確保など、安心・安全に関する課題が考えられます。

こうした状況を踏まえ、本町では配食サービスや緊急通報装置など、既存の制度を活用した支援を継続してまいります。また、今後は支援が必要な独居世帯を把握する体制づくりや社会福祉協議会と連携した見守り活動や居場所づくりの充実を進め、独居であっても安心して地域で暮らし続けられる体制整備に努めてまいります。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

太良町でも全体の35%の方が独居世帯ということですが、全国的にも独居世帯はこれからも増加していく傾向にあります。

ある施設で独居世帯に生活で困っていることを調査したアンケートの結果、大きく5つの困難が分かりました。まず、食事や買物とありましたが、これについては現在どのような対策があるのでしょうか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

食事の対策につきましては、調理困難な方や食材の確保が困難な方を対象に、町長の答弁にもありましたけれども、配食サービスのほうを実施しております。

次に、買物の対策につきましては、高齢者福祉事業、在宅高齢者支援事業として生活管理

指導員派遣事業を実施しており、内容としましては、掃除、ごみ出し、買物等の基本生活習慣習得、家事援助等の支援を行っているところでございます。

以上です。

○6番（待永るい子君）

2番目に、転倒や病気が不安だとの意見もありました。転倒して寝たきりになるリスクが高いと考えますが、このような不安に対する対策は何か考えておられますか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

対策として、まず高齢者が要介護、要支援の状態となることを予防する事業が必要であると考えております。そのため、筋力アップ教室や脳の健康教室など、各種介護予防教室を実施しております。また、介護認定を受けた方を対象にですが、自宅に手すりなどを設置する住宅改修事業なども行っております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

本人たちが気づかないうちに進行してしまう孤独感、鬱、認知症、これらの対策はどのように考えておられますか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

これらの対策につきましては、自宅へのひきこもりを予防するために絵手紙教室や水彩画教室、男の料理教室など様々な教室を準備し、ひきこもり予防の防止に努めているところでございます。さらに、コミュニケーションの場といたしまして、生きがいデイサービス事業も実施しております。また、特に認知症の対策につきましては、しおさい館や町内で2か所においてオレンジカフェを開催しているところでございます。このカフェは、認知症地域支援推進委員によって認知症の方やその御家族を支援する相談業務を行っているところでございます。

以上です。

○6番（待永るい子君）

4番目には通院時や入院や緊急時の対応、特に急病や災害のとき、一人ではどうしていいか悩んでおられますが、このようなときの対策はどのようなものがあるのでしょうか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

まず、通院につきましては、在宅高齢者支援事業の中で医療機関等への送迎を行う外出支援サービスを実施しております。急病の対策につきましては緊急通報装置対応事業、特に災害の対策につきましては、避難行動要支援者名簿の管理を行い、可能な範囲で支援を行って

いるところでございます。

以上です。

○6番（待永るい子君）

避難行動要支援者名簿はどのような立場の人が所持をしているのでしょうか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

今年度配布している方は、町の消防団、区長会、民生委員・児童委員に配布しているところでございます。

以上です。

○6番（待永るい子君）

5点目に金銭管理、特に認知症の疑いがあれば、金融機関まで巻き込むことになります。これについては後見人制度もありますが、進捗状況と課題について伺いたいと思います。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し安心して生活を送ることができるよう、権利擁護業務で支援を行っているところでございます。特に成年後見制度につきましては、令和5年度から藤津鹿島地区成年後見センターを2市1町で設置しており、町民からの相談に対応しているところでございます。

進捗状況につきましては、町からセンターに対し相談が3件あっており、そのうち1件は成年後見人の申立て中でございます。それで、課題につきましては、成年後見制度の申立てで、やはり選任に時間がかかるということが課題であろうと考えております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

独居世帯については民間と行政にそれぞれ見守りサービスというものがありますが、民間は仕事としての見守りサービスなので当然料金が発生をいたします。行政の見守りサービスと課題について伺いたいと思います。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

サービスとしては、今見守りの分は配食サービスの配送時に利用者の安否確認を行っているところでございます。また、議員がおっしゃるとおり、現在地域で活動する民間事業者等と連携し見守りを行う高齢者見守りネットワーク事業が太良町にもございます。こうした見守りの今後の課題に対応するためにも、配食サービスでの見守りは利用者に限られることから、見守りネットワーク事業も併せて行っていかなければいけないと考えているところでございます。

以上です。

○6番（待永るい子君）

見守りの一つ、緊急通報装置につきましては、所持しているにもかかわらず、トイレ等で倒れたときに使用ができず、何時間も見つけてもらえなかったという事例が幾つかあります。ペンダント式とか腕につけるもので水に強いという素材で動作のときに邪魔にならない、例えばトイレに行ったときとかそういうときに邪魔にならないなどの条件が必要だと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

今現在、緊急通報装置は壁かけタイプのボタンを押すものに首から提げるペンダント式のほうを貸与しているところでございます。議員おっしゃるとおり、ペンダント型はひもが長く、トイレ等に座ったらちょっと不便になってしまうところなどもございます。それで、防水機能とかもございませんので、ブレスレット型など、今後は様々な方向から検討が必要であるということは考えております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

世代間や男女間でも困っている内容が違ってまいります。今回は60代の男性、女性について伺いたいと思います。

60代男性については孤独死が多く全体の3割を占めているというデータがありますが、これについてはどのように考えておられますか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

御指摘のとおり、全国的な統計においては孤独死の発生状況を見ると60代男性の割合が高い傾向が示されており、社会的課題の一つであると認識しております。その背景としては、退職や離別、配偶者との死別などによる生活環境の大きな変化、地域や近隣とのつながりの希薄化、日常的な相談相手がいないことなどによる社会的孤立などが要因として指摘されているところでございます。特に男性の場合、これまで仕事中心の生活を送ってこられた方が多く、退職後に地域との関係性が十分築かれていない場合があり、孤立につながりやすい傾向にあるのではないかと考えております。本町におきましても、孤独死は誰にでも起こり得る課題であり、特定の高齢期だけの問題ではなく、現役世代からの孤立予防が重要であると認識しております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

60代の男性は毎日の生活力がちょっと弱くて、炊事、洗濯、掃除がうまくできにくいいため栄養状況や生活環境、衛生面が悪化すると分析をされておりますが、これについてはどのよ

うに思われますか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

御指摘の点につきましては、全国的にも単身男性世帯において生活環境の変化に十分対応できず、日常生活面に課題を抱える事例が多いことが報告されており、本町としても一定の課題認識を持っているところでございます。特に配偶者との死別や離別、または退職などを契機として単身生活となった場合、これまで家庭内で担ってこなかった炊事、洗濯、掃除といった家事に不慣れであることから、食生活の偏りによる栄養状態の低下、住環境の悪化、衛生面の管理不足などにつながる可能性があると考えております。本町では、こうした生活課題の早期把握のため、地域包括支援センターによる相談対応、民生委員・児童委員による見守り活動、配食サービスや生活支援サービスの案内などを行い、生活状況に応じた支援につなげております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

60代の女性の悩みとしては、1点目、老後の生活設計、2点目、自分の健康、3点目、今後の収入や見通しが挙げられておりますが、この悩みに対しての対応策はどのように考えておられますか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

御指摘のとおり、高齢者女性の独居世帯が多いことから、60代女性においては人生の転換期を迎える中で、老後の生活設計や健康面、さらに将来の収入に対する不安が出てくるだろうと予見されます。そのため、本町としても重要な課題であると認識しており、老後の生活設計につきましては、まず地域包括支援センターにおいて高齢期を見据えた相談対応を行っており、介護予防や生活支援制度の情報提供を通じ、将来への不安軽減に努めているところでございます。

次に、健康面の不安につきましては、健康診査や各種がん検診の受診勧奨、介護予防事業、健康づくり事業への参加促進を図り、健康寿命の延伸に向けた支援を実施しているところでございます。

また、今後の収入や生活の見通しについては、必要に応じて生活困窮者自立支援制度や各種相談窓口につなぐなど、早期の相談支援を行ってまいります。

以上です。

○6番（待永るい子君）

60代女性への予防策として、1点目、規則正しい生活、2点目、知性の貯金で脳をさびにくくして認知症を予防する、3点目、スマホなど最新機器にチャレンジをするなどが挙げら

れておりますが、担当課の考えはいかがでしょうか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

御指摘のとおり、人生100年時代を迎える中で、健康づくり、心身ともに健康な状態を維持しながら社会とつながりを持ち続けることは、将来の介護予防や生活の質の向上の観点からも重要であると認識しております。

まず、規則正しい生活習慣につきましては、健康づくりの基本であり、先ほども御案内したとおり、本町では健康診査の受診勧奨や健康教室、介護予防事業等を通じて日常的な健康管理の意識向上を図っております。

次に、学びや社会参加による知的活動の継続につきましては、認知機能の維持や生きがいづくりにもつながると考えており、地域での交流活動や講座等への参加促進を関係機関と連携しながら進めてまいります。

また、スマートフォンなどのデジタル機器の活用につきましては、情報習得や家族、地域との交流手段の拡大につながるものであり、社会的孤立の予防という観点からも有効であると考えられます。このため、必要に応じ、デジタル機器に不慣れな方でも安心して学べる機会づくりや情報提供に努めてまいります。

以上です。

○6番（待永るい子君）

独居世帯の悩み事で、毎日のこと、それも1日3回のことですから、食事が大変だというふうに考えます。食事は健康の基本でもありますし、重要なことだと考えます。店頭にお弁当もたくさん並んでいるので不自由さを感じないと思われる人もいらっしゃると思いますが、栄養のバランスや経済的な面などを考えると、少しでも自分で作るということも必要かなと考えます。配食サービスもありますが、これは有料ですし、少し安めの町の配食サービスは介護保険関係のものであったり、それから高齢者だったりと限定をされております。男の料理教室もありますが、そのような場へ行けない人もたくさんいらっしゃると思います。食事に関して、管理栄養士監修で弁当を作って配食するなど、栄養意識を高めるとともに食事に悩んでおられる独居世帯の方に喜んでいただくような施策は考えられませんか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

議員おっしゃるとおり、食生活の改善や適切な栄養管理は、健康維持や介護予防、さらには生活習慣病の予防の観点から非常に重要であると認識しております。配食サービスにつきましては、対象者がおおむね65歳以上の単身世帯及びこれに準ずる世帯となっており、対象者が年齢等で限定されているところであります。今現状としましては65歳未満の方が受けられる配食サービス等は事業を実施しておりませんが、窓口のほうに相談していただければ栄

養補助食品等など各種情報の提供はできますので、まず窓口のほうで相談していただくということで考えております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

今回は予防という観点から具体的に3点の質問をいたしました。私たちは何をするにしても、まずは健康なことからスタートをします。心身ともに健やかに日々の生活を送り、健康寿命を延ばす施策を具体的に進めていただくことを要望して、私の質問を終わります。

○議長（江口孝二君）

これで3番通告者の質問が終わりました。

待永議員の質問に答弁漏れがありましたので、答弁を許可します。

○総務課長（津岡徳康君）

申し訳ございません。待永議員の質問の答弁の中で、歩道は原則自転車通行禁止と申し上げました。そのところで大事なところを申し上げなくてはいけないところが漏れておりました。それは13歳未満と70歳以上は除くというものでございます。なので、その方々以外の方が原則通行禁止ということでございますので、よろしくお願いいたします。申し訳ございませんでした。

○議長（江口孝二君）

これで一般質問を終了します。

これをもって本日の議事日程を終了しましたので、これにて散会いたします。

午前11時53分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 江 口 孝 二

署名議員 田 川 浩

署名議員 所 賀 廣

署名議員 川 下 武 則